

## （趣旨）

第1条 山形県の国際物流の結節点かつ産業拠点である酒田港において、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化等を通じて「カーボンニュートラルポート」を形成し、山形県の脱炭素社会の実現に貢献するため、「酒田港カーボンニュートラルポート協議会」（以下「協議会」という。）を設置し、酒田港カーボンニュートラルポート形成計画の策定に必要な検討を行う。

## （構成）

第2条 協議会は、別表に掲げる構成員等をもって構成する。

- 2 構成員等の追加等は、事務局が決定する。
- 3 協議会は、必要に応じて、関係者の出席を求めることができる。

## （座長の任命等）

第3条 協議会には座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、事務局から推薦し、協議会構成員の互選により定める。
- 3 副座長は、座長が指名する。
- 4 座長は、会務を統括し、会議の議長となる。
- 5 座長に事故があるときは、副座長がその職務を代行する。

## （協議会の取扱い）

第4条 協議会の取扱いは、以下によるものとする。

- 一 協議会は、構成員の自由な議論を担保する観点から、原則として非公開とする。
- 二 議事次第は、原則として会議終了後に公開する。
- 三 議事次第以外の配布資料の公開又は非公開については、資料作成者と事務局が協議のうえ、事務局が判断する。ただし構成員等の発表資料は原則として非公開とする。
- 四 協議会の議事は、会議終了後に発言者が特定されない形で、概要のみ公開する。
- 五 必要に応じて構成員ではない外部有識者からのヒアリングを実施する。実施の可否については事務局が判断する。

## （秘密保持）

第5条 協議会の秘密保持は、以下によるものとする。

- 一 協議会の構成員は、協議会で知り得た情報（前条の規定により公開された議事次第、配布資料及び議事概要を除く。）を外部に漏らし、又は無断で使用してはならない。
- 二 必要に応じて外部有識者からのヒアリングを実施するが、当該有識者も、協議会で知り得た情報を外部に漏らし、又は無断で使用してはならない。

## （事務局）

第6条 協議会の事務局は、山形県県土整備部空港港湾課・港湾事務所、東北地方整備局酒田港湾事務所企画調整課及び酒田市地域創生部商工港湾課に置き、協議会の庶務を行う。

## （雑則）

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会で定める。

## 附則

この規約は、令和 年 月 日から施行する。

## 酒田港カーボンニュートラルポート協議会構成員等

## 【構成員】

## 〔有識者〕

東北工業大学 教授 菊池 輝

## 〔企業等（五十音順）〕

花王株式会社

加藤総業株式会社

カメイ株式会社

酒田海陸運送株式会社

酒田共同火力発電株式会社

酒田天然ガス株式会社

サミット酒田パワー株式会社

荘内エネルギー株式会社

荘内ガス株式会社

庄内交通株式会社

鳥海南バイオマスパワー株式会社

東北エプソン株式会社

東北東ソー化学株式会社

日本重化学工業株式会社

株式会社日本政策投資銀行

日本通運株式会社

日之出石油株式会社

株式会社平田牧場

フジクラ産業株式会社

前田製管株式会社

NPO 法人山形県リサイクルポート情報センター

山形トヨペット株式会社

## 〔行政機関〕

東北地方整備局酒田港湾事務所

山形県環境エネルギー部

山形県産業労働部

山形県県土整備部

酒田市

遊佐町

## 【オブザーバー】

東北経済産業局

東北運輸局山形運輸支局

## 【事務局】

山形県県土整備部空港港湾課・港湾事務所

東北地方整備局酒田港湾事務所企画調整課

酒田市地域創生部商工港湾課